

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

申請要項

クラブは、ロータリーのある国と地域およびロータリーの無い国と地域において、財団の使命に関連する以下の活動やプロジェクトの目的で、第 2660 地区ロータリー財団 補助金 小委員会に地区補助金を申請することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 人道奉仕 … 災害復興活動など |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金 …… 教育機関のレベルや場所、支給期間、専攻分野の制約なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業研修 … 専門職業をもつ人びとから成る職業研修チームの派遣
(現地の人びとに職業研修を行うチーム、または現地で職業スキルを学ぶチーム) |

地区予算

地区補助金の財源は、3年前の年次基金と恒久基金利息による DDF の 50%以下です。当地区は、そのうち 40%を人道的国際奉仕活動(国外)に、残り 60%を社会奉仕プロジェクト、奨学金、職業研修、臨時費、管理費に配分致します。

申請の要件（財団）

クラブは、ロータリー財団の「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」（以降「授与と受諾の条件」）を遵守しなければなりません。「授与と受諾の条件」はロータリー財団によって随時変更・修正されますので、申請前に必ず最新版である事を確認して参照して下さい。

財団（「授与と受諾の条件」）が認める地区補助金の申請要件の中には、当地区では推奨されない、あるいは認められない制約事項がありますので、次ページの「申請要件（第 2660 地区）を併せて参照下さい。」

第 2660 地区の地区補助金（DG=District Grants）

申請の要件（第 2660 地区）

クラブの活動やプロジェクトは、当地区の要件に該当しなければなりません。

	プログラム	要 件
地区要件	人道奉仕	<ul style="list-style-type: none"> ・既に進行中または完了したプロジェクトは不可 ・他団体の継続的運営費（ランニングコスト）は不可 ・なるべく多くの受益者が望ましい ・1年以内に完了するプロジェクトや活動に利用できる
	奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・成績優秀な学生 ・補助金受領者は、オリエンテーションを受けなければならない ・奨学金授与期間は1年を超えない ・オリエンテーションの経費に補助金を充当することはできない
	職業研修	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な人材 ・補助金受領者はフルタイムで2年以上の職務経験を必要とする ・補助金受領者は、オリエンテーションを受けなければならない ・研修期間は1年を超えない ・職業研修チームの場合、交換する必要はない ・オリエンテーションの経費に補助金を充当することはできない
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリアンの活動が財政援助や物品寄贈等にとどまらず、プロジェクトに積極的に関わっていなければならない ・審査は（不備の無い）申請書受付順とする ・人道的に重要度が高いか、受益者は経済的に困難か ・クラブは、地区から参加資格の認定を受ける。（ロータリー財団補助金管理セミナーに参加し、MOUに署名の上、地区財団委員会に提出しなければならない）（20頁「クラブの資格認定」参照） ・プロジェクトは年度内に終了するもの（奨学金はこの限りでない） ・他の補助金との併用は不可 ・一クラブ一申請 （プロジェクトの代表提唱クラブとして補助金を申請できるのは年度内1件です。協力クラブとして、補助金を申請する他クラブ提唱のプロジェクトに参加する事は可能です） ・ロータリアンの旅費は不可 ・利害の対立を回避、あるいは利害の対立の可能性を開示すること（7頁「利害の対立の回避と可能性の開示」参照） ・青少年交換、RYLA、ロータリーの友情交換、ローターアクト、インターアクトへの支援には補助金は使えない